

教育委員会協議会議題

平成18年12月21日

1 報告事項

市議会12月定例会の概要について（資料1 教育政策課）

おだわらっ子の約束（仮称）事業に関する提言書について（資料2 教育政策課）

小田原市いじめ問題緊急対策会議の提言について（資料3 学校教育課）

学校給食調理業務民間委託について（資料4 学校保健課）

平成18年12月補正予算概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容
(項)国庫補助金 (目)教育費補助金	365	<u>小学校費補助金</u> 125 要保護児童援助費補助金 (国 1/2) 94 特殊教育就学奨励費補助金 (国 1/2) 31 <u>中学校費補助金</u> 240 特殊教育就学奨励費補助金 (国 1/2)
合計	365	

(歳出)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)小学校費 (目)教育振興費	10,177	<u>一般経費</u> <u>扶助費</u> * 特殊教育就学奨励費 63 * 要保護及び準要保護児童援助費 10,114 内訳 学校教育課分 3,789 学校保健課分 6,325	125			10,052
(項)中学校費 (目)学校管理費	8,000	<u>学校管理経費</u> <u>工事請負費</u> * 城北中学校校舎外壁改修工事請負費				8,000
(項)中学校費 (目)教育振興費	3,676	<u>一般経費</u> <u>扶助費</u> * 特殊教育就学奨励費 481 * 要保護及び準要保護生徒援助費 3,195 内訳 学校教育課分 386 学校保健課分 2,809	240			3,436
(項)社会教育費 (目)青少年対策費	500	<u>一般経費</u> <u>報償費</u> * 青少年の文化・スポーツ振興奨励金 500				500
(項)社会教育費 (目)公民館費	500	<u>生涯学習センター開設準備経費</u> <u>需用費</u> 42 <u>工事請負費</u> 158 <u>備品購入費</u> 300 * 相談窓口用パソコン購入費等				500
合計	22,853		365			22,488

平成18年12月議会の概要について

一般質問（教育委員会関係質問事項）

質問順	議員名	質問事項	所管課	NO	頁
1	加藤	3 住民のくらし及び学校の安全対策について (2) 公立小中学校における警備体制強化について	教育政策課	1	1
		4 (1) 中学校における部活動支援について	学校教育課	2	
2	木村	2 子どもの教育といじめ問題等に関して (1) 教育をめぐる動きについて	教育政策課	3	2 ～ 6
		(2) 今、本市では何が問題なのか	学校教育課	4	
		(3) 学校教育としつけの責任、命（地域医療を含む）を大切にすることについて	教育政策課 学校教育課	5 ～ 7	
		3 社会教育とまちづくりに関して (1) 生涯学習センターの設置について	生涯学習政策課	8 ～ 10	
		(2) 図書館の整備構想はどうなっているのか	図書館	11 ・ 12	
(3) 歴史と文化の香るまちづくりと「小田原人」について	生涯学習政策課	13			
3	鈴木	1 教育に係る諸課題について (1) 学校の部活動について (2) 小中学生のいじめ自殺対策について (3) 教職員のパワーハラスメント等について (4) 小中高一貫特区について	学校教育課	14 ～ 22	6 ～ 8
4	奥山	1 放課後児童クラブについて (1) 今後の方向性について (2) 危機管理体制等の現況について (3) 冷暖房設備等の充実について (4) 指導員について	青少年課	23 ～ 26	9 ・ 10
5	中島	1 中学校における部活動は生徒の心身の成長に大きな影響がある。本市での状況はいかがか (1) 教育委員会の考え方とかかわり方について (2) 教師等と学校の対応について (3) 保護者等と生徒の考え方等はどうか	学校教育課	27 ～ 30	10 ・ 11
6	檜山	1 城郭の整備・復元と市民生活の融合について (1) 馬出門の復元工事に伴う周辺樹木の伐採について (2) 城郭整備方針とお城を中心としたまちづくりの融合について	文化財課	31 ～ 33	11 ・ 12
7	田中	1 子どもたちが地域で安全に遊べる環境や子どもの居場所づくりの充実について (1) 児童館などの施設をつくることについて	青少年課	34	12
		(2) 子育てネットワークの構築について	学校教育課 青少年課 (子育て支援課)	35	

※ 一般質問

議員	No	答弁	質問要旨	答弁要旨
加藤	1	市長	<p>学校における不審者侵入防止対策として、各小中学校に常駐の警備員を配置する考えはあるか。また、その経費はどのくらいになるのか。</p>	<p>平成13年に発生した大阪の池田小学校事件を教訓に、外部からの不審者侵入防止対策として、学校の門扉やフェンスの整備を行うとともに、教職員等による校内巡視や門扉の施錠の徹底、来訪者の受付名簿への記載、名札の着用を義務付けるなどの安全管理対策にも努めてきた。こうした対策を講じた上で、万が一不審者に侵入された場合に備え、各教室に非常警報ベルを設置するなどの施設整備を行うとともに、各学校においては、さすまた、防犯スプレー等の防犯用品の配備や防犯訓練、防犯教育の実施をしてきた。さらに平成17年度は警察官OBによる学校安全アドバイザーの活用等、安全管理体制の充実を図ってきた。今年度は、学校現場から要望の強かった校内インターホンを全小学校に整備し、緊急時の校内連絡態勢の充実を図ったところである。このような中、各小中学校への警備員の配置についてのご提案がありました。常駐の警備員を配置する場合、警備業法で定められた警備業務にあたることから、神奈川県公安委員会の認定を受けた警備業者に業務を委託することになると思われる。そこで、市内の警備業者に確認したところでは、小中学校に各1名の警備員を常駐させた場合、年間で約1億円から2億円程度の経費がかかる見込みである。このようなことから警備員の配置については、総合的な状況を考慮の上、他市の状況等も参考にしながら、より効果的な方策を検討してまいりたい。</p>
加藤	2	教育長	<p>部活動外部指導者の雇い入れと進めるべきかと思いが、市長の見解を伺う。</p>	<p>市内の各中学校では、部活動の専門的な指導や技術面での向上のために、地域の方や卒業生に、ボランティアとしての部活動指導を依頼し、顧問の協力者として活動していただいている。市教育委員会でも、部活動の活性化を推進するために、外部指導者の活用を奨励しており、学校からの申請に基づき、「小田原市部活動外部指導者」として43名の方を委嘱し、ごく僅かながら謝金を支出している。その他、市教育委員会で委嘱している指導者以外にも、「子どもたちのために」という善意により、多くの方に御協力いただいております。引き続き、現在のシステムを進める中で、更に部活動を充実させることをめざして検討していく。</p>
木村	3	教育長	<p>このたびの教育基本法改正に関する議論の行方に関して、所見を伺いたい。</p>	<p>先の9月定例市議会において、30番原田議員からのご質問にお答えしているが、現在の教育基本法は、戦後、半世紀以上の間、教育の根本法としてのみならず、戦後の混乱期から高い教育水準を達成し、民主的で文化的な国家の建設にもその使命を果たしてきた。しかし、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、教育を取り巻く環境は大きく変わり、近年は、子どものモラル低下や家庭や地域の教育力の低下等が指摘されている。そこで、教育の根本にさかのぼった改革を目指して、新しい教育基本法を国会に提出し、現在も参議院で審議されているところである。小田原市の教育現場を預かるものとして、私は子どもたち一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、「子どもの幸せ」を第一に考えてまいりたいと思っている。新しい教育基本法が、子どもたち一人ひとりのしあわせにつながっていくことを願っているものである。</p>
木村	4	教育長	<p>本市では、今、子どもの教育に関して何が問題と認識されているのか、本市の状況について伺いたい。</p>	<p>小田原市の各学校においても、全国の状況と同様に、児童・生徒指導上の諸課題がある。特に不登校に関しては、全児童・生徒数に占める不登校者数の割合が全国よりも高い状況にあり、大きな課題となっている。また、昨今、大きな課題となっている「いじめ」についても、本市としては、どの学校にも存在するものと捉えており、各学校に対しては、いじめかじめでないかということにかかわらず、悩みを抱える子どもたちの状況を細やかに把握し、迅速かつ丁寧に対応をするように、指示をしている。いじめや不登校などの問題行動については、原因は様々であり一概には言えないが、背景として、子どもたちのコミュニケーションの力や人間関係を回復する力の低下、地域や家庭における教育力の低下などが考えられる。各学校では、授業や学校行事などの中で、子どもたち同士の間を重視した指導を行うように努力をしているが、これに加え、さらに地域や家庭との連携を図るなど、課題解決に向けた一層の改善が必要である。</p>

木村	5	教育長	子どもの「しつけ」の問題まで、学校教育に委ねるのは、由々しきものであると思うが、どのように考えるか。	近年、子どものモラルの低下や家庭の教育力の低下が指摘されているが、先に教育委員会で行った「小中学生の教育に関する市民満足度・重要度調査」や平成12年から進めている「静かなる教育論議」においても、子どものしつけに対する関心は高い結果が表れている。 今、取り組んでいる（仮称）「おだわらっ子の約束」は、子どもたちに身につけてほしいことを言葉にして、子どもたちに守ってもらおう、大人たちに見守ってもらおうとするものである。 決して、学校だけで実践されるのではなく、家庭・学校・地域が一体となって、大人が同じことを語り掛け、子どもたちの心に残していこうとするものである。 この事業を広く進めていくことで、大人たちには自らを振り返るきっかけにしてほしいと期待するとともに、子どもたちにはこの約束を守って幸せになってほしい、そして、その子どもたちが、次は、親となって小田原の子どもを育ててくれる、そのようなことを願っているものである。
木村	6	教育長	命を大切にすることは、教育課程の中では、どのように取り組まれているか。	命を大切にすることは、飼育している動物との日常的な触れ合や教科学習・道徳の時間など、学校教育全体を通じて行われている。 教科学習では、主に生活科や理科、保健などの学習で、動植物と直接触れ合う中でそのぬくもりを感じたり、生命の誕生から死に至るまでの過程を学習する中で命について考えたりして、生命を尊重する態度を育てる指導が行われている。 また、道徳の時間では、これら教科学習の体験や日常の友達との関わりなどをもとに、人間の誕生の喜びや成長について考えたり、発達段階を踏まえた上で、読み物資料を活用したりするなどして、死の重さや生きることの尊さを考える指導が行われている。 今後も学校教育全体を通じて、子どもたち一人一人に、すべての生命を尊重し力強く生きぬこうとする心を育てるための指導の充実を図っていきたい。
木村	7	教育長	先ごろ、アピールを出されたこと承知しているが、この際、この場で、ぜひそれを教育長の肉声で呼びかけていただきたいと思うが、いかがか。	11月22日に、いじめなどの悩みにより自ら命を絶つという悲しいことは絶対にあってはならないという思いから、市内の全小・中学生と保護者に向けて、教育長としての私からのメッセージを送ったものである。 小・中学生あてのメッセージの内容をここで読ませていただく。 「いじめ」で悩んでいませんか？ 友だちとのことで困っていることはありませんか？ 「いじめ」で悩んでいる友だちはいませんか？ ひとりで悩んでいるのは、とてもつらいことです。 そのつらさに耐え切れずに、逃げ出したくなることもあるでしょう。 でも、あなたの一つしかない命を大切にしてほしいのです。 あなた自身が大切な存在なのです。 あなたの周りの多くの人たちにとって、あなたが大切なのです。 悩んでいる人たち一人ひとりを守りたい。 悩んでいること、困っていることがあったら、家族や先生や友だち、周りの人に相談をしてください。 悩んでいる友だちがいたら、そのことを伝えてください。 身近な人に相談ができないのなら、ぜひ、電話をしてきてください。 以上が、小・中学生にあてた私からのメッセージである。 このメッセージに託した気持ちが、子どもたちに伝わり、いじめがなくなっていくことを切に願っている。
木村	8	市長	生涯学習センターは、市民にとって、公民館と何が、どう変わるのか。あるいは、何をどう変えようというのか。	公民館は、長い間、地域に密着した学習講座の開催や学びの場の提供など社会教育事業を推進するという重要な役割を果たしてきた。 生涯学習センターは、これら公民館の機能と施設を継承するとともに、まち全体をキャンパスとした市民の学習を総合的に支援するため、多様な学習情報の一元的な提供や学習相談支援など、様々な事業・施策を推進する拠点施設として開設するものである。 また、施設の利用基準についても、市民にとって利用しやすいように緩和していこうとするものである。 いずれにしても、高度化・多様化する市民ニーズに対応するものであり、今後は市民の自由で自発的な学習を総合的に支援していこうとするものである。
木村	9	市長	ハード面では、今の公民館（中央、国府津）がどう変わるのか。	センター本館となる中央公民館では、一元的な学習情報の提供や学習相談支援の窓口を整備するとともに、収集・整理した情報を蓄積し、常に新しい情報の提供ができるよう、パソコンを配備することなどを考えている。 国府津学習館では、施設予約の端末機器等も整備されていることから、現時点においては、特にハード面での強化は予定していない。 今後、生涯学習センターに係るハード面での強化については、施設の利用状況や市民の皆様の要望等を踏まえながら、対応していきたい。
木村	10	市長	施設の利用基準は、どのようになるか。	主な変更点として、まず、施設内における販売行為等については、公民館では原則禁止であるが、生涯学習センターでは、社会教育事業や公共性の高い事業などに伴う販売行為等は認めていく予定である。 また、センター本館ホール利用については、1年前から予約ができるようにすることなどにより、幅広い多様な利用形態を誘発し、市民ニーズにあった講演会等社会教育事業の実施を促進しようとするものである。

木村	11	市長	平成2年8月に答申の出された「ツインライブラリー構想」は、今日、どのような位置付け、扱いになっているか。	ツインライブラリー構想の提言を受けて、川東地域にかもめ図書館を開館したことのほか、市立図書館に地域資料室の開設、タウンセンターにマロニエ図書室及びいづみ図書コーナーの開設並びに中央公民館や尊徳記念館図書室との一元化を図ってきたところである。
木村	12	市長	市立図書館の建替え問題については、どのような検討の状況か。建替計画の有無について伺いたい。	ご承知のとおり、市立図書館は、国指定史跡小田原城跡内に所在しており、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」の長期計画において、史跡外に移転すべき施設に位置付けられている。移転を大前提とした市立図書館の問題については、財政状況、市民ニーズや生涯学習施設全体の機能の再編等、これらを総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えているところであるので、是非ご理解いただきたい。
木村	13	市長	白秋を生かしたまちづくりを検討しているか。検討しているとしたら、どのような内容か。	3番木村議員の御質問にもあったとおり、市では、1月21日に「第3回全国童謡フェスティバル～白秋 IN 小田原～」を開催するが、新作童謡の発表にあわせ、白秋童謡のコンサートを行い、その業績の顕彰と、「童謡の街おだわら」の全国発信を行うものである。また小田原文学館別館の白秋童謡館では、関連資料により白秋の事績や作品を紹介しているが、本年度は童謡フェスティバルにあわせ、ふだん展示できなかった資料の公開も企画しており、さらに、かもめ図書館でも白秋パネル展の開催を予定している。このほか、本年3月には全小学校の新入児童に、小田原ゆかりの歌を集めた歌集「おだわらっこ こころのハーモニー」を配布したが、この中でも白秋の童謡を多数取り上げ、周知を図っている。いずれにしても、市民の郷土に対する愛情を育むとともに、市外に対し小田原の魅力を発信するため、今後とも、「童謡の街おだわら」を内外に周知するとともに、白秋の過ごした小田原の雰囲気を感じられるような環境づくりも検討するなど、関係者のご意見も伺いつつ、研究していきたい。
鈴木	14	教育長	部活動に対する教育委員会の考え方について、再度確認の意味で伺いたい。	このことについては、平成18年の9月議会では1番鈴木議員からのご質問にお答えしているが、現在、各中学校で行われている部活動は、文部科学省が定めた学習指導要領の中では明記されておらず、教育課程に位置付けられていないが、学校長の管理のもと、学校教育活動の一環として行われているものである。日々の部活動を通して、生徒は、教科学習では得られない知識や技術、体力などを高めていくことができるほか、生徒の個性や豊かな人間関係をはぐくむ上でも、その教育的効果は非常に大きいと考えている。また、部活動は、生涯学習の基礎づくりを担っており、生徒の健全育成や活力ある社会の実現にも大きな貢献をしており、保護者や社会からの期待も大きいと思っている。
鈴木	15	教育長	本市の部活動の指導者の現状について伺いたい。	部活動は、教員が顧問となることが条件となっており、教育課程外の指導であるために、時間外に行われることが多く、教員の理解と努力により運営されているものである。また、顧問については、日々の校内での活動や、学校外での活動時の安全配慮のために、1つの部に複数の顧問が必要となる。現在、市内のほぼ全ての教員が顧問となって部活動指導にあたっている。
鈴木	16	教育長	小田原市学区審議会及び教育委員会において、「部活動を理由とした入学」を決めた経緯を伺いたい。	教育委員会では、平成15年11月に、本市にふさわしい通学区域を調査、研究するため、「小田原市学区審議会」を設置した。当審議会から、平成17年2月に教育委員会へ答申書が提出され、「部活動を理由とした入学」については、保護者等からの要望も高いことなどから、教育委員会において、具体的な許可基準等を詳細に検討し、導入すべきとの意見が盛り込まれた。この意見を受け、平成17年度から、教育委員会において調査研究を進め、平成18年度においては、小・中学校長会、市PTA連絡協議会代表者、自治会代表者及び福祉文教常任委員会の委員の皆様方へ状況説明をさせていただき、幅広くご意見をいただいた。最終的には、本年10月26日に開催されました教育委員会定例会にて、3番木村議員にお答えしたように、「地域とつくる学校」の理念を尊重しつつも、「部活動を理由とした入学」などの保護者や児童生徒の個々のニーズに対して可能な限り対応していくという学区審議会の意見に賛成いただき、正式に決定した。
鈴木	17	教育長	今日の問題となっているいじめやいじめによる自殺の現状を、教育長としてどのように捉えているか伺いたい。	全国で連続して発生しているいじめによる自殺の連鎖には、大変憂慮をしており、市内でも起こる可能性があるものと捉えている。私としては、いじめの定義などに縛られることなく、いじめられている子どもの立場で、子どもたちの状況を適切に把握をし、解決に向けて迅速かつ丁寧に取り組んでいくことが大切であると考えている。そして、いじめは人間として絶対に許されないという認識を持ち、いじめやいじめによる自殺を防ぐために、教職員・保護者・地域・行政が危機意識を持って取り組むことが大切であると思っている。

鈴木	18	教育長	本市におけるいじめやいじめ自殺対策について伺いたい。	小田原市教育委員会では、全国の状況を鑑みて、緊急の対策として、10月16日に、各学校に対して通知をし、「児童・生徒の状況の把握」「自他の生命を尊重する教育の推進」「教職員の言動についての再確認」をするように指示をした。 また、11月16日に、臨時校長会議で教育長から校長にいじめへの緊急の対策を指示し、11月20日には、全小・中学校の教頭による会議を開催し、学校における具体的な対策についての情報交換と協議を行った。 11月22日には、3番木村議員のご質問に対して、私が先ほど読ませていただいた、教育長から全小中学生と保護者にあててのメッセージを送った。さらに、教育長を座長とし、保護者の代表と校長、教頭等をメンバーとする「いじめ問題緊急対策会議」を設置し、いじめ問題への対応と自殺の防止に向けた協議を行い、対策会議としての提言を策定しているところである。今後、教育委員会としても、対策会議の提言を踏まえ、学校・家庭・地域と連携をして、いじめ問題の解消に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。
鈴木	19	教育長	本市の教職員のパワーハラスメント等の現状と把握について伺いたい。	パワーハラスメントとは、職場において、上司が部下に言葉や態度による暴力を振るったり、無理な要求で精神的に苦痛を与えたりする行為といわれている。 現在、教育委員会では、教職員からパワーハラスメントで悩んでいるという訴えを受けていないが、職場における人間関係や仕事上のトラブルで、ストレスや悩みを抱えている教職員がいることも事実である。 現在も、これらの悩みを抱えている教職員を含め、パワーハラスメントが起きた場合には、本人や周囲の教職員からの電話や来所による相談を受け、丁寧に耳を傾ける体制ができていると考えている。
鈴木	20	教育長	教職員のパワーハラスメント等の防止への対策について伺いたい。	パワーハラスメント防止のためには、日頃から職員一人ひとりが、お互いに働く仲間として尊重し合い、何でも相談しあえる職場の人間関係づくりが大切であると考えている。 各学校では、教職員の人間関係づくりの大切さについて、校内事故防止会議や研修などにおいても取り上げ、より共通の認識が図れるように取り組んでいる。 また、教育委員会としても、合同事故防止会議を開催し、さらに今年度、パワーハラスメント等を含めた教職員の事故・不祥事防止のための研修資料を作成し、全教職員に配布し、各学校において、その資料を活用して、パワーハラスメント等についての理解と防止への自覚を促すよう指導している。
鈴木	21	教育長	構造改革特区によって、小中高一貫教育を進める自治体があるようであるが、本市の小中高一貫教育に対する考えについて伺う。	本市においては、学習指導要領によらずに教育課程を弾力的に運用する小中高一貫教育は考えていないが、義務教育9年間で子どもを育てていくという視点を持つためにも、小・中学校の連携は必要不可欠であると考えている。 そこで、現在、通学区域が同一となる国府津小・中学校において、小学校及び中学校の将来の一貫教育の可能性も視野に入れた研究が進められているところである。
鈴木	22	教育長	小田原市が進めている小中高一貫教育は、どのような内容のものか伺う。	小田原市においては、平成17年度より、国府津小学校及び国府津中学校において、基礎・基本の定着と「心」を育む教育をねらいとした研究を進めている。 具体的な内容としては、算数と数学において小学校と中学校の教員が交流して授業をおこなったり、総合的な学習の時間で児童生徒が交流をおこなったり、小学生が中学校の部活動を体験したりするなど、授業や教科カリキュラムの研究、児童生徒指導、学校行事の4分野において、連携しながら実践的な研究を進めているところである。 市全体としては、国府津小・中学校の研究の成果を踏まえ、他の小・中学校においても、小・中の連携について、さらに研究を進めてまいりたいと考えている。
奥山	23	市長	国が提唱している放課後子どもプランに 関係してここに質問文を入力し、 [検索] をクリックしてください！、放課後児童クラブの今後の方向性がどうなるのか確認したい。	国が提唱している「放課後子どもプラン」は、文部科学省所管の「放課後子ども教室」と厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」を同じ小学校内で、一体的あるいは連携して実施する事業であり、全国の公立小学校約20,000箇所で開催することを目標としているものである。 両事業は、制度が異なる事業であるため、現段階では放課後児童クラブを廃止する予定はない。 放課後児童クラブは、本年4月で25の全小学校区に開設が完了したことにより、今後は、市民要望の多い「開設時間の拡大」や「指導員の質の向上」等の問題点に対し、順次対応していく考えである。

奥山	24	市長	不審者が頻繁に出没している状況から、放課後児童クラブでの危機管理体制等について確認したい。	放課後児童クラブの指導員は、子育て経験者や子育てに熱意等がある方を雇用しているため、ほとんどが女性であり、年齢も比較的高いかたが多い状況である。 放課後児童クラブでは指導員に対し年3回～4回、指導員の心得や遊び等に関する技術研修とともに、災害時等における対応についても、マニュアルを整備し、周知徹底を図っているところである。 また不審者については、所管課から各クラブに不審者情報を電話やFAXで流し周知徹底をし、対応できるように体制を整えている。 なお放課後児童クラブでは、常時施錠しており、来訪者についてはインターホンにより確認を行なうとともに、非常時に備え、催涙スプレー等を常備している。
奥山	25	市長	放課後児童クラブには、冷暖房設備がなく、特に夏休みなどは、長時間暑さを我慢する状況である。また、テレビ等の娯楽設備もない。児童の健康面等を考えるとエアコンやテレビなどが必要であると考えますが、市で設置する考えはあるのか。	放課後児童クラブでは、テレビについては、コミュニケーションやふれあいを目的とする場であることから設置しない方針である。 エアコンについては、土曜日や夏休み等クラブに在所する時間が長時間に渡る場合、子ども達も負担に感じることがあると思われるので、今後は、9番奥山議員のご指摘の点も踏まえ、運営委員会と連携し、各クラブの状況を見ながら判断してまいりたい。
奥山	26	市長	危機管理体制にも関連するが、緊急時に対応するための体制整備等の観点から、指導員の体力面や地域との連携に考慮した方法で雇用する必要があると思うが、市長の考えを聞きたい。	指導員の緊急時での対応が円滑に出来るようにマニュアルに基づき研修等を毎年実施している。 指導員の雇用については、幅広い人材の確保の観点から、広報おだわらなどを活用し公募しているが、応募者も少なく、人材を確保することが困難な状況である。 一定の質の確保や、地域と連携することも必要であると認識しているため、各クラブの運営委員会から情報を得るなどしながら対応することも考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたい。
中島	27	教育長	部活動における指導者と生徒・保護者とのトラブルの時、教育委員会の指導のスタンスを伺いたい。	中学校における部活動は、1番鈴木議員の御質問にお答えした通り、文部科学省が定めた教育課程外の活動であり、生徒の自主性と、教職員の自発性に基づいて成り立っているものであるが、学校教育活動の一環として行われているものであり、その中で様々な問題が生じた場合には、部活動の顧問だけでなく、学校として対応していく必要がある。 そして、その内容によっては、教育委員会から校長や顧問に対して、改善に向けた指導をしていくケースもある。
中島	28	教育長	教師等が生徒、保護者とトラブルになった時、学校はどのような対応をするのか伺いたい。	部活動は、学校としての活動目標や活動方針、ルールなどの取り決めを行った上で運営されているものであるが、教育課程外の活動であることから、活動内容や運営方法については、顧問の教員に任せられる部分もある。 しかし、校長の管理のもとで行われている教育活動の一つであり、教師の指導方法等に関わる生徒・保護者とのトラブルについては、必要に応じて、生徒から事情を聴いたり、保護者と相談をしながら、学校として解決に向けた対応を行っていくものである。
中島	29	教育長	中学校における部活動の意義について、保護者や生徒は、どう考えているか。	小田原市教育研究所の「児童・生徒の生活と意識に関する実態調査」によれば、市内の部活動に入部している中学2年生は全生徒の90%であり、そのうち、約80%の生徒が、「部活動が学校生活の中で楽しいときである」と回答し、また、約83%が「学校生活で大切だと思うこと」として回答している。 生徒にとって、部活動は、中学校生活の中で大きな位置付けとなっており、練習の厳しさや人間関係のトラブルなどの課題もあるが、自分が希望するスポーツや文化活動に打ち込む楽しさや達成感、授業では得られない知識や技術、体力などを高めていくことができ、魅力のあるものとなっていると考えられる。 また、その活動を通して、仲間同士の絆が深まったり、社会性が醸成されたり、精神力が高められるなど、その教育的効果に期待をしている保護者も多いものと捉えている。
中島	30	教育長	地域伝統芸能を部活動に取り入れるなど、部活動と学校と地域、社会などとの協働についてはどう考えているか。	小田原市においても、学校・保護者・地域が一体となった「地域とつくる学校づくり」あるいは「協働による学校づくり」を進めており、学校教育全体で地域と連携することはとても大切なことと考えている。 また、そうした取り組みの中で、子どもたちが地域の伝統文化などに直接触れる機会も、子どもたちにとって貴重な体験となっている。 橘中学校では、部活動とは別の形で、地域の方の御指導のもと、希望者による「さがみ人形芝居下中座」の活動を行っており、学習発表会で上演するなどの実績をあげている。 これらの活動の実績を踏まえ、地域の伝統芸能や地域・社会とのつながり方について、今後、どのような形でやっていけるか研究をしていきたい。

檜山	31	市長	馬出門の整備事業が開始されて以来、どのような種類の樹木を何本伐採したのか。	平成15年度から馬出門枿形の復元的整備事業を実施している。 この整備事業にあたり、マツ5本、サクラ2本、ウメ1本、そのほかつつじ等6本を伐採した。 これらはいずれも、馬出門枿形という本来樹木のない場所において、関東大震災後に植えられたものや、実生で生えたものである。 石垣の復元にあたり、直接復元位置に当るため、支障をきたすものについて、やむを得ない措置として伐採したものであり、ご理解をいただきたい。
檜山	32	市長	史跡小田原城跡本丸・二の丸の整備と緑の景観の融合をどのように融合させていくのか。	この場所は、中心市街地における貴重な緑の景観を形成し、多くの市民の憩いの場となっていることは認識している。 一方、本丸広場や二の丸、さらに城址公園の周囲から天守閣の景観が繁茂する樹木によって、阻害されているとの指摘や樹木の成長にともなって石垣や土塁、地下の遺構の保存に悪影響を及ぼす事実なども確認されている。 これらのことを考慮し、今後も緑豊かな環境の保全と史跡本来の景観や遺構の保全との両立を図りながら、史跡の整備をしてまいりたいと考えている。
檜山	33	市長	八幡山古郭や総構の整備・保存を進めていくにあたり、緑の景観を保全する観点との融合から、今後どのように整備方針を策定していくのか。	八幡山古郭・総構については、昭和51年と55年の二度にわたり「史跡小田原城跡保存・管理計画策定報告書」が策定され、保存・管理計画の方策等が示されている。 こうした従来の調査・研究の成果を踏まえながら、今後八幡山古郭・総構の活用を含めた保存・管理計画について、国・県と協議をしながら検討を進めてまいりたい。 八幡山古郭・総構は本丸・二の丸と異なり、小峯御鐘ノ台大掘切など中世の遺構が緑豊かな丘陵部に残されているところが多い。 このことから、保存・管理の方針や整備の基本的な考え方については、文化財の保存はもとより、緑豊かな自然と一体となった史跡景観を保全するという、観点に立って検討してまいりたい。
田中	34	市長	児童館をつくるべきだと思うが、市長はどの様に考えるか。	児童館は、青少年の健全育成の上からも有効な施設であると認識している。 子どもたちが気軽に訪れ自由に利用できる施設として、平成8年1月にオープンし、本年8月にリニューアルした川東タウンセンターマロニエの「児童プラザラッコ」、平成17年1月に設置した青少年相談センター内の「子どもフリースペース」、平成17年8月にオープンした城北タウンセンターいずみの「キッズルーム」と、順次整備しているところである。 子どもの居場所は必ずしも箱物施設だけではなく、「学ぶ」「遊ぶ」ということも形の一つであるので、現在実施している子ども人形劇団や子どもたちの体験学習の場である児童文化行事の充実を図るとともに、参加しやすい魅力のある事業を提供していきたいと考えている。 いずれにしても、児童館などの施設については、既存の公共施設への併設や民間施設の活用なども視野に入れ、引き続き検討をしてまいりたい。
田中	35	市長	幼稚園、小、中学校、保育所、放課後児童クラブの現場職員やそれらを所管する関係各課の意見交換の場としての子育てネットワークを構築する必要があると思うが、いかがか。	教員や保育士、関係各課の職員が意見を交換し連携することは、大変有益であり、本市の次世代育成支援対策行動計画においても、子どもや子育てに関係する人々や団体のネットワークづくりを、重要な施策として位置づけている。 現在、関係機関による意見交換の場としては、幼稚園と保育所の職員による意見交換会、地域も含めた中学校区単位での情報交換会や要保護児童対策地域協議会などがあり、それぞれの目的や課題に応じた取組みを行っている。 子どもに関する問題や取り巻く環境は複雑化していることから、今後も関係機関の綿密な連携のもと、現状や課題についての意見交換や議論を深め、ネットワークの拡充に努めてまいりたいと考えている。

おだわらっ子の約束(仮称)事業に関する提言書

平成 18 年 12 月

おだわらっ子の約束(仮称)策定委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検討に当たって	2
3	提 言	
	(1) 事業の名称に関する事 	3
	(2) 標語案の策定に関する事 	4
	(3) 標語案の周知・活用に関する事 	7
4	資 料	
	(1) 活動経緯	11
	(2) 委員会名簿	12
	(3) おだわらっ子の約束（仮称）策定委員会設置要綱	13

1 はじめに

私たち、おだわらっ子の約束(仮称)策定委員会は、地域、学校、保護者、青少年関係団体、生徒の代表者のほか、公募市民等で構成され、委員会を3回開催するほか、事務局とのメールや郵送などによる活発な情報交換を通じて、おだわらっ子の約束(仮称)の標語案及びその活用方法等に関して、慎重に検討を行ってきました。

子どもたちが身につけるべき^{しつけ}躰やマナー、モラルは、かつて家庭や隣り近所の生活の中で自然と身につけてきたものでした。しかし、家庭教育力の低下や地域社会での人間関係の希薄化などにより、その機会が失われつつあるのではないのでしょうか。

平成12年度から小田原市が取り組んでいる「静かなる教育論議」で寄せられた意見の中で、家庭教育や躰に関する意見が最も多いことも、この傾向を示していると思われます。

このおだわらっ子の約束(仮称)は、子どもたちに取り組んでほしい、身につけてほしいことを標語として定め、それを家庭・学校・地域で見守り、支援していこうとするものです。

昨今のいじめや不登校、青少年非行等、現代社会が抱える歪みや課題は、一朝一夕には解決できるものではありませんが、小田原の子どもたちにとって、大切にしたい、身につけてほしい事柄をおだわらっ子の約束(仮称)としてとりまとめました。家庭でも、学校でも、地域でも、大人たちが同じことを言い続けて、子どもたちの心に残してあげたい、これが私たちの願いです。これにより、大人自身も自らを振り返り、実践するきっかけにもなることでしょう。そして、その子どもたちが親になり、さらにその子どもたちに伝えていく。小田原の10年後、20年後の明るい未来の礎になってくれるものと期待しています。

そこで、おだわらっ子の約束(仮称)を守り、小田原の子どもたち一人ひとりが幸せになってくれることを願い、この事業の基本理念を次のように決めました。

しっかりした^{しつけ}躰や生活規範を

身につけた子どもは、幸せになれる。

したがって、本提言は、上記基本理念の基に作成されていることを十分お汲みいただき、事業の実施に当たり尊重されることを要望します。

おだわらっ子の約束(仮称)策定委員会
委員長 富川 正秀

2 検討に当たって

(1) 3つの目標

本委員会は、基本理念を「しっかりした躰や生活規範を身につけた子どもは、幸せになれる。」と定めました。おだわらっ子の約束(仮称)を策定するに当たり、この理念を実現するために、3つの目標を定めました。

ア 「良いことは良い、悪いことは悪い」と自ら判断し、行動できる力を養うこと。

基本的な生活習慣や食習慣、善悪の判断など、主に自分自身に関することを身につけ、かつ、行動できる力を養い、自立し、たくましく生きていくことのできる人づくりを目指します。

イ 他者とコミュニケーションを図ることができる力を養うこと。

礼儀や思いやり、感謝の心など、主に他者との関わりに関することを身につけ、他者の個性を尊重し、共生できる人づくりを目指します。

ウ 社会の一員として、積極的に社会に貢献できる力を養うこと。

約束やルール、マナーなど、主に集団や社会との関わりに関することを身につけ、社会の一員として公德心や社会規範の自覚を高めるとともに、積極的に社会に貢献できる人づくりを目指します。

(2) 検討事項

本委員会は、基本理念及び3つの目標に基づき、次の3点について検討しました。

検討事項	検討内容
事業の名称に関する事	子どもたちに親しみやすく、浸透していく事業名称について
標語案の策定に関する事	子どもたちが身につけてほしい事柄を、覚えやすく実践しやすい標語案として策定することについて
標語案の周知・活用に関する事	標語案を家庭・学校・地域において実践し、かつ、3者が連携して、進捗状況を見守っていく方策について

3 提 言

(1) 事業の名称に関すること

本事業の名称は、子どもたちに親しみやすく、浸透していくものであるとともに、子どもたちを見守る大人たちの心にも残るものが望ましいと考えます。

また、本事業の基本理念である「しっかりした躰や生活規範を身につけた子どもは、幸せになれる。」を反映した名称であることが望ましいと考えます。

これらの要素を満たすものとして、本委員会は次の名称として提言します。

おだわらっ子の約束

(2) 標語案の策定に関すること

ア 検討の手順

標語案は、最終形として 10 個程度の数量が適当であると考え、次の手順で検討しました。

- ① 小田原市教育委員会が、平成 18 年 6 月から 7 月までの間、市民から募集し、その結果集まった 2,587 件の標語案を基本としました。
- ② 2,587 件の標語案を約 40 個のキーワードにより分類し、その中から標語案として相応しいと思われるキーワードを 15 個に絞りました。
- ③ 基本理念及びこれに基づく 3 つの目標を柱に、10 個のキーワードに絞りました。
- ④ 10 個のキーワードに基づき、標語案として相応しいものを応募のあった標語案から選定し、または補作して、本委員会としての標語案としました。

イ 標語案及び行動目標

アによる検討の結果、本委員会として提言する標語案及びその行動目標は、次のとおりです。

おだわらっ子の約束 こ やくそく

- 一 はやね はやお 早寝 早起きして あさ はん た 朝ご飯を食べます
- 二 あか えがお 明るく笑顔であいさつします
- 三 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います い
- 四 ひと はなし 人の話をきちんと聞きます き
- 五 もったいないことをしません
- 六 いのち たいせつ どんな命でも大切にします
- 七 き 決まり 約束を守ります まも
- 八 ひと めいわく 人に迷惑をかけません
- 九 やさし さ ところ 優しい心で みんなと仲良くします なかよ
- 十 「悪いことは悪い」と言える勇気を持ちます わる い ゆうき

おだわらっ子は、この約束を守って幸せになります。
おとなたちも、この約束を、自ら守り、

おだわらっ子に語り続けます。

そして、輝く小田原の未来を築きます。

基 本 理 念

しっかりした しつけ 躰 や せいかつきはん 生活規範 を み 身につけた こ 子どもは、しあわ 幸せになれる。

おだわらっ子の約束 標語案と行動目標

基本理念	しっかりした躰や生活規範を身につけた子どもは、幸せになれる。
------	--------------------------------

目 標	① 「良いことは良い、悪いことは悪い」と自ら判断し、行動できる力を養うこと。 ② 他者とコミュニケーションを図ることができる力を養うこと。 ③ 社会の一員として、積極的に社会に貢献できる力を養うこと。
-----	--

No.	キーワード	標語案	分類	行動目標			主な対象年齢層
				幼児期～小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	
1	生活習慣	早寝、早起きして、朝ご飯を食べます	自分自身に関すること	健康や安全に気をつけ、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 適切な食習慣を身につける。	自分でできることは自分でやり、節度ある生活をする。	生活を振り返り、節度を守り、節制に心掛ける。	幼児期・小学校低学年 小学校中学年・高学年 中学生
2	あいさつ	明るく笑顔であいさつします	他の人との関わりに関すること	気持ちのよいあいさつ、言葉づかい、動作などに心がけて、明るく接する。	礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。	時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。	
3	感謝	「ありがとう」「ごめんなさい」を言います	自分自身に関すること 他の人との関わりに関すること	日ごろ世話になっている人々に感謝する。	生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。 よく考えて行動し、過ちは素直にあらためる。	日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。 生活を振り返り、節度を守り、節制に心掛ける。	
4	聞く 会話・言葉	人の話をきちんと聞きます	自分自身に関すること 他の人との関わりに関すること	基本的な話し方、聞き方(返事)ができる。	礼儀をわきまえた話し方、聞き方(返事)、言葉、態度が身についている。	謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること。 効果的に相手に伝わる話し方、聞き方(返事)ができる。	
5	物の大切さ	もったいないことをしません	自分自身に関すること	食べ物をもったいないことをしない。	みんなが使うものを大切にすること。	物を大切に扱い、節約に心がける。	
6	生命の大切さ	どんな命でも大切にします	自分自身に関すること 他の人との関わりに関すること	生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。	生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。	生命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。	
7	約束 ルール	決まり、約束を守ります	集団や社会との関わりに関すること	みんなが使うものを大切にし、約束や決まりを守る。	約束や社会の決まりを守り、公徳心をもつ。	公徳心をもって法や決まりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。	
8	マナー	人に迷惑をかけません	自分自身に関すること 集団や社会との関わりに関すること	うそをついたり、ごまかしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。 みんなが使うものを大切にし、約束や決まりを守る。	正直に、明るい心で元氣よく生活する。 約束や社会の決まりを守り、公徳心をもつ。	誠実に、明るい心で楽しく生活すること。 公徳心をもって法や決まりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。	
9	コミュニケーション	優しい心で、みんなと仲良くします	他の人との関わりに関すること 集団や社会との関わりに関すること	身近にいる若い人や高齢者に温かい心で接し、親切にする。	相手のことを思いやり、親切にする。 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。	だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。	
10	自律	「悪いことは悪い」と言える勇気を持ちます	自分自身に関すること 集団や社会との関わりに関すること	よいことと悪いことを区別し、よいと思うことを進んで行う。	正しいと思うことは、勇気をもって行う。(いじめ、暴力への対応)	だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。	

(3) 標語案の周知・活用に関すること

ア 周知及び活用について

標語案は、家庭・学校・地域いずれの場面でも実践されることが望ましいと考えます。したがって、標語案は、子どもたちのみならず、広く大人たちにも周知されることが必要です。

また、標語案は、家庭・学校・地域いずれの場面でも実践され、また 3 者が連携できる形で活用されることが望ましいと考えます。例えば、学校における生徒会や児童会活動、保護者（PTA）による活動、自治会や青少年団体などの活動などと連動し、市民運動として取り組むことが望まれます。

そこで、別紙のとおり周知及び活用について、提言します。

イ 推進計画の策定について

本事業の周知・活用については、計画的に進めていく必要があります。そこで、アに掲げた事業を推進計画に定めていくことが望ましいと考えます。

ウ 推進委員会の設置について

保護者、学校、地域、青少年関係団体の代表者からなる推進委員会を設置し、推進計画の進捗状況の把握及び推進計画自体の見直し作業を担う主体として位置づけることが望ましいと考えます。

周知・活用方法一覧（家庭、地域、園・学校）

1-1 周知方法 家庭

- ①ポスター掲示・チラシ配布（ロゴマークは必須）
 - ②広報おだわら・ホームページへの掲載（継続して）、「タウンニュース」の活用
 - ③回覧板（各家庭に掲示用に標語一覧を1枚配布、家の目立つ所に掲示）
特別版（保存版）を各個に配布
標語を記載したカードのようなものを配布（家庭で掲示できる形式で）
 - ④園・学校の手紙の中に定期的に入れる
 - ⑤市P連広報誌・PTAだより等に掲載
 - ⑥子ども会・子育てサークル・未就学児家庭への周知
 - ⑦連絡帳の作成
- *各家庭に配布すればPTAへの配布は不要

1-2 周知方法 地域

- ①ポスター掲示・チラシ配布（ロゴマークは必須）
各自治会、商用施設（ショッピングセンター、駅ビル、ゲームセンター等）
公共施設（図書館、市役所、公民館等）
- ②広報おだわら・ホームページへの掲載（継続して）
- ③パネル・看板設置
- ④回覧板等で子どもを持たない家にも周知
- ⑤定期的に集会を開き、住民の意見を聞く
- ⑥自治会・子ども会・PTAが連携し、集会や書面等で周知活動を行う
- ⑦宣伝カー

1-3 周知方法 園・学校

- ①ポスター掲示や配布・チラシ配布（ロゴマークは必須）
各教室・出入口に掲示
昇降口・体育館等、人の多く集まる場所に標語を貼り出す
市民憲章のような形式で額に入れ掲示
*中学校では生徒会本部が中心となる
- ②園・学校だよりで、子どものいる家庭に徹底周知
学校通信への刷り込み
- ③パネル・看板設置
- ④クリヤーファイルに刷り込み配布
- ⑤朝の会等で日直が読み上げるなど、耳に残るように繰り返す
- ⑥校内放送で呼びかけ
- ⑦「約束を守ろう週間」等、キャンペーンの実施
- ⑧子どもたちへ学級担任からの指導
- ⑨教育委員会職員が出張し、児童・生徒たちと話し合うことで目的をはっきりさせる

2-1 活用方法 家庭

- ①アンケートを家庭に配布し、「おたくのお子さんは守れていますか？」と回答してもらいながら再確認してもらう
チェックシートを作成し、自省する機会をつくる
- ②家族みんなで実践
家庭のスローガンとして活用
- ③市P連の研修会で取り上げ、各単Pから家庭に伝達し、活用方法について呼びかける
PTAで生活指導の指針として活用
- ④地域・自治会で話し合い、大人も変わることを明確にして、大人が実行する手本となる
- ⑤ポイントカード的なカードを導入（親も持つこと）
- ⑥子育てに関する講演会を開き、その際に活用

2-2 活用方法 地域

- ①公共施設等にアンケートを置き、「おだわらの子どもたちは守れていると思いますか？」と意見を求め、再確認してもらう
定期的にアンケートや集会等で住民の意見を聞いたり、周知活動の進捗を確認
- ②地域のイベント等で標語に関連した事業を実施
イベント開催時（健民祭、運動会等）でのゲーム・クイズ
- ③地域で子どもと関わりのある団体が標語に沿った活動を進めるなど、どこに行っても耳にする環境を作る
- ④ジュニア・リーダーズ・クラブの養成講座等で、小学生～高校生に対して活用
- ⑤親からの視点だけでなく、祖父母の立場からの意見をもらうため、老人クラブなどにも協力してもらう

2-3 活用方法 園・学校

- ①定期的に子どもに対しアンケートを作り、「あなたは守れていますか？」と問いかける
子ども用の自己反省カードを作り、ホームルームなどの時間に反省させる
- ②授業参観、学級懇談会等で、話し合う場面をもつ
- ③イベント開催時（健民祭、運動会、発表会等）に、ゲーム・クイズにより遊び感覚で覚えてもらう
- ④「約束を守ろう週間」等、キャンペーンの実施による実践
- ⑤学級の朝の会等で唱和
- ⑥生徒会を中心に評議委員会等で話し合う
標語を目標として、各クラスで取り組んでもらう
園児や児童・生徒で、随時、テーマについて話し合いをする場を設ける
- ⑦児童会・生徒会として広報活動に取り組む
- ⑧日常生活の中で指導
すべての生徒に実践してもらえよう、クラス単位で指導
道徳や学級会活動等で扱う

- ⑨子どもに声をかけ、様子を把握する（早寝早起き等の生活習慣は家庭のことで分かりにくい）
- ⑩子どもたちに言葉で伝えるだけでなく、具体的な行動につながるような手本を教師や保護者が実行する
- ⑪標語に則した物語をつくり（一日の生活について等）、それを読み聞かせ、各自の生活を振り返ってもらう
- ⑫挨拶運動をするより、いつも挨拶をかわすことが習慣になることが大切（常に実行し続けること）

3-1 周知・活用方法 家庭、地域、園・学校の連携事業、共通の取り組み等

- ①市民会館等で市P連、自治会、教師に呼びかけイベントとして集会をもつ（例：子どもの安全を守る市民総ぐるみ大会 9/2）
各種イベントで標語をテーマにする（大人が手本となる行動をとり続けることが周知、活用への第一歩）
キャンペーンを実施し、市民にアピール
- ②ポイントカード的なカードを配布し、年間高ポイント者への表彰等を行う（学校・学年単位でも表彰）
- ③ポスター、チラシの作成
看板・回覧板による周知
- ④標語ソングを作り、学校・地域・施設等で放送
- ⑤ロゴマーク（インパクトのあるもの）を作成
- ⑥公的機関にはがき等を置いて、市民からの意見を直接聞くようなシステムを設ける
定期的に周知・活用について検証し、事業を発展させていく
- ⑦広報おだわら等で特集を組み、家庭の理解・協力を得る
- ⑧推進委員会を設置し、家庭・地域・教育機関が連携し、周知・活用に取り組む
- ⑨どこにおいても、どんな子どもに対しても、実践できている場面で評価する

4 資料

(1) 活動経緯

会議	日時・場所	議題等
第1回策定委員会	平成18年10月7日(土) 午前10時～正午 小田原市役所全員協議会室	委員長・副委員長の選任 事業の概要について 他都市の事例研究 基本理念の検討 標語案の検討方法
メール、郵送等による意見交換		標語案に関する事務局案提示と各委員の意見の提出
第2回策定委員会	平成18年10月28日(土) 午前10時～正午 小田原市役所全員協議会室	事業の目標設定 標語のキーワードによる絞り込み 泉中学校アンケート調査結果研究 周知・活用方法の検討
メール、郵送等による意見交換		標語案に関する事務局第2案の提示と各委員の意見の提出 周知・活用方法に関する事務局案の提示と各委員の意見の提出 事業名称に関する事務局案の提示と各委員の意見の提出
第3回策定委員会	平成18年11月12日(日) 午後2時～4時 小田原市役所全員協議会室	標語案の検討 事業名称案の検討 周知・活用方法の検討 提言書の内容の検討
正副委員長協議		提言書案の確認

(2) 委員会名簿

所 属 等	氏 名	
小田原市自治会総連合会長	委員長	富川 正秀
小田原市校長会	副委員長	北野 則子
小田原市老人クラブ連合会会長	委員	小瀬村 武二
小田原市PTA連絡協議会会長	委員	上野代 政範
小田原市シニア・リーダーズ・クラブ会長	委員	田尻 麻子
小田原市ジュニア・リーダーズ・クラブ	委員	金子 彩乃
小田原私立幼稚園協会	委員	大石 義久
小田原市保育会会長	委員	榮 研三
泉中学校生徒会前会長	委員	小澤 裕貴
泉中学校生徒会前庶務	委員	田内 美穂
公募市民	委員	清水 玲子
公募市民	委員	永井 理香子
東京女子体育大学理事・名誉教授 言語教育文化研究所代表理事	アドバイザー	尾木 和英

(3) おだわらっ子の約束(仮称)策定委員会設置要綱

おだわらっ子の約束(仮称)策定委員会設置要綱(平成18年 9月 1日制定)

(設置)

第1条 子どもの躰や行動目標について市民から募集した標語を検討し、おだわらっ子の約束(仮称)として策定するため、おだわらっ子の約束(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 標語の検討・策定に関すること
- (2) 標語の活用・周知方法に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が決定する。
 - (1) 公募
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 小・中学校の代表者
 - (5) 幼稚園、保育園の代表者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者
- 6 委員の任期は、策定をした日をもって満了する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の事務は、学校教育部教育政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

いじめを防止するために

— 学校・家庭・地域・行政が取り組むべきこと

「いじめは、人間として絶対に許されないこと」という基本的な視点に立ち、子どもたちが、いじめや悩みで苦しんだり、尊い命を落としたりすることのないように、学校・家庭・地域・行政が全力をあげて取り組む。

「いじめ」の定義にこだわることなく、子どもの立場に立ち、子どもが悩んでいるときには、「いじめ」ととらえる。

※ 文部科学省のいじめの定義 = ①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。

【学校への提言】 ～教職員は毅然とした態度で～

- 1 子どもの悩みを今まで以上にあらゆる方法を使って察知すること。
- 2 いじめられている子は教職員全員で守る姿勢で、迅速に丁寧に対応すること。
- 3 一人ひとりに命の大切さを投げかけ、良好な人間関係づくりの推進をすること。

【家庭への提言】 ～親としての自覚をもって～

- 1 家庭の中での会話を大切にすること。
- 2 子どもの様子が気になったら、すぐに学校などに相談をすること。
- 3 日々の規則正しい生活リズムを整えること。

【地域への提言】 ～大人が模範を示して～

- 1 声かけ、あいさつを通して、地域ぐるみで子どもたちを見守ること。
- 2 子どもの様子に目を向け、おかしいと思ったら、すぐに家庭や学校に連絡をすること。
- 3 地域社会全体でいじめを無くし、大人が模範を示すこと。

【行政への提言】 ～リードとサポートを的確に～

- 1 学校・家庭・地域・関係機関の連携強化を図ること。
- 2 相談窓口・相談体制の充実を図ること。
- 3 いじめ防止策の研究と具体策の発信を継続していくこと。

【いじめや悩みの把握】

学校で

- ◎ 悩みを話せる良好な人間関係を
- 子どもの様子から

チェックポイント例

- 元気がない、オドオドしている
- 学習への集中力がなく、成績が低下する
- 不自然な笑いや感情不安定が見られる
- 友達への異常な気遣いがある
- グループ活動で孤立しやすい
- からかいや冷やかしが見られる
- 話しかけても視線をそらす
- 持ち物隠しや落書きをされている
- 衣服の汚れや破れがある
- 保健室通いや体調不良の訴えが多い

- アンケートなどを通して
 - ・ 定期的に、継続的に
 - ・ 無記名や友達のことを聞く形式も
- 教育相談の実施
 - ・ 定期的な実施
 - ・ 担任に限らず、多くの関わりを通して

家庭で

- ◎ 家庭内の会話の場を
- 子どもの様子から

チェックポイント例

- イライラしたり、オドオドしている
- 急に口数が少なくなる
- ため息をつく、涙を流している
- ボーっとし、意欲がなくなる
- 学校や友達的话题を嫌がる
- 学校に行きたがらない
- 持ち物がなくなる、壊れている
- 教科書やノートに落書きされている
- 衣服の汚れや破れがある
- アザやケガをして帰ってくる

- 親子の会話を通して
 - ・ いじめがあるという前提で
 - ・ いじめられている側か、いじめている側か、傍観者なのかの把握を
- 他の家庭との情報交換を
 - ・ よその子の様子も伝え合うことで早い気づきを
- 携帯電話などのメールの内容にも気をつけて

地域で

- 観察（声かけ、あいさつを通して）
 - ・ 登下校時のようすから
 - ・ 放課後の過ごし方から

放課後の活動の場（スポーツクラブなど）での人間関係にも気配りを

行政で

- 相談窓口等、相談体制の充実
 - いじめなんでも相談 33-1729（平日の8:30~17:15）
- 学校・家庭・地域のパイプ役として

【いじめの解決に向けて】

学校で

- 迅速に
 - ・まずはすぐに動くこと
- 丁寧に
 - ・話を聞くのはじっくりと
 - ・指導・支援も丁寧に
- チームで
 - ・「報告・連絡・相談」の確認
 - ・複数での事実確認と指導・支援
- スクールカウンセラーの活用

情報キャッチ



事実の確認

- 双方からじっくりと話を聞く
- 周りの者からも情報収集
 - ・被害の具体的内容
 - ・場所、時間・期間
 - ・加害者の実態・動機と背景
 - ・他の子は知っているか



指導・支援

- いじめられている子へのサポート
 - ・寄り添って
 - ・「あなたが大切」という気持ちを伝えて
- いじめている子への指導
 - ・してしまったことへの自覚
 - ・心からの反省と謝罪
 - ・立ち直りへの支援と両者の関係の修復
- 周りの子への指導
 - ・傍観者も加害者になってしまうことの指導
 - ・今後の行動へのアドバイス
- 転校や、反省のための措置の検討

家庭で

- 迅速に
 - ・すぐに子どもから事情を聞き対応
- 学校とこまめに連携を取り合って
- 子どもの気持ちに寄り添って

地域で

- 民生委員・主任児童委員、学校・家庭・行政との連携
- 家庭・学校への連絡

「おかしいな」と思ったら、遠慮なく

家庭へ、学校へ、教育委員会（33-1684）へ

行政で

- 関係機関の積極的関わりを
市教育委員会・市教育研究所・市青少年相談センター・市福祉事務所・県教育相談センター・県児童相談所
- 人権擁護委員・医療機関との連携を

【いじめを生まないために】

学校で

- 集団を育てる
 - ・学級経営
 - ・児童会・生徒会
- 心を育てる
 - ・道徳、学活
 - ・学校便り、校長講話
- いじめ防止学習プログラム
 - ・授業を中心に計画的に実施
 - ・人権パンフレットの活用
- 教職員の人権感覚を高める
 - ・事故防止会議
 - ・人権研修会

家庭で

- 家庭での会話の場
 - ・家族一緒の食事
 - ・家族触れ合いの機会を
- 心を育てる
 - ・思いやりや優しさを育てる日々の会話を大切に
- 家庭でのしつけ
 - ・人との接し方
 - ・やって良いことといけないことのケジメを
- 日々の生活リズムを整える
 - ・普段から規則正しい生活を

- 学級懇談会や保護者会、PTA等でのいじめをテーマにした話し合い

地域で

- 地域社会全体でいじめを無くし、大人が模範を示そう
- 地域で子育てを、地域で人間関係づくりの場を
 - ・日常的なあいさつ・声かけ
 - ・自治会・子供会・スポーツ団体・育成団体などの活動
 - ・地域行事への子どもの参加の活発化
 - ・ミニ集会等の充実など

行政で

- 学校や家庭の積極的支援
- いじめ防止学習プログラムの作成
- 教職員の資質向上

「小田原市いじめ問題緊急対策会議」について

全国で発生した「いじめによる自殺」を防ぎ、子どもたちの尊い命を守るため、本市のいじめ問題への対応について、学校、家庭、地域、行政の総合的な視点から協議し、基本的な方向性を示すとともに、具体的対策を検討するために立ち上げたものです。対策会議として、緊急の提言としての一定のとりまとめを行い、このリーフレットを作成しました。

ぜひ、家庭・地域・学校で、いじめへの対応の第一歩の資料としてご活用ください。

【事務局：小田原市教育委員会学校教育課 TEL 33-1684】

学校給食調理業務の民間委託について

1 経緯

平成8年に市の「行政改革大綱」の見直しが行われ、その中で「退職職員の不補充」と「民間活力の導入」の基本方針が打ち出された。

この方針に沿って、学校給食における調理業務の民間委託の検討を開始し、平成13年に政策決定を行い、平成14年度から導入した。

2 実施状況

民間委託の実施状況については次のとおり。平成19年度は富水小学校と東富水小学校の2校を実施する予定である。

今後も定年退職者等の状況を勘案し、順次委託化を進める。

〔民間委託実施状況〕

	委託共同調理場及び小学校
平成14年度	橘共同調理場 (前羽小学校・下中小学校・橘中学校・前羽幼稚園・下中幼稚園)
平成15年度	国府津共同調理場 (下曾我小学校・国府津小学校・国府津中学校)
	豊川共同調理場 (片浦小学校・豊川小学校・城南中学校・片浦中学校)
平成16年度	千代小学校・富士見小学校
平成17年度	大窪小学校
平成18年度	実施なし
平成19年度	富水小学校・東富水小学校 (実施予定)
未実施の共同調理場及び小学校	学校給食センター (城山中学校・白鷗中学校・白山中学校・鴨宮中学校・千代中学校・酒匂中学校・泉中学校・城北中学校) 単独調理校 (三の丸小学校・新玉小学校・足柄小学校・芦子小学校・早川小学校・山王小学校・久野小学校・町田小学校・下府中小学校・桜井小学校・酒匂小学校・曾我小学校・矢作小学校・報徳小学校)

学校給食調理業務の民間委託について

〈平成 19 年度から富水小学校給食調理業務民間委託を開始〉

小田原市では、平成 14 年度から学校給食の調理業務について民間の調理会社に委託を始めました。

民間委託は定年退職する職員数に応じて順次実施しています。平成 17 年度までの委託場所については、次のとおりです。

平成 14 年度	橘共同調理場
平成 15 年度	国府津共同調理場 豊川共同調理場
平成 16 年度	千代小学校 富士見小学校
平成 17 年度	大窪小学校
平成 19 年度	東富水小学校 富水小学校

今までにみなさまから寄せられた、民間委託化にともなう主な疑問点についてお答えいたします。

今後も子ども達にとって、豊かで、より楽しみな給食をめざしてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

学校給食の民間委託って本当に出来るのですか？

昭和 60 年に国は「学校給食の運営の合理化について」を通知し、その中で合理化の方法として

- ① 給食調理場の共同調理場化
- ② 職員のパートタイマーの活用
- ③ 調理業務等の民間委託化 の 3 つをあげています。

各市町村では、この通知をもとに学校給食の運営の合理化を進めています。

どうして民間委託を行うのですか？

保護者の皆さんに負担していただいている給食費は、食材料の費用です。教育委員会では、このほかに施設整備や、人件費、備品、消耗品の購入などに経費を使っています。きびしい財政の中で、給食に関する予算を有効に活用するため、給食調理業務の民間委託を行うことにしました。

民間委託をするとどこがかわるの？

この民間委託の内容は調理業務とその付随する業務（食器の洗浄・調理機器などの消毒）ですので、調理をする人が市の調理員及び市で雇用している人から、民間の会社で雇用している人になります。

献立を作ることや、安全チェック、味のチェックなどは委託前と同様に、市の基準で、学校栄養士が中心になって行いますので変わりありません。

調理する場所も従来どおり、共同調理場または自校方式の学校給食室で行います。

すべての共同調理場と自校方式の学校を委託するのですか？

民間委託は、定年退職等により減員となる職員数に応じて実施しています。現在、共同調理場3場と単独調理場3校実施しました。今後も委託をしていない調理場について、順次委託していく予定です。

委託すると給食の質が落ちると聞きましたが

委託しても献立を作ることや食材の発注、味のチェックなどは学校栄養士が行いますので、従来と同じ食材を同じ店に発注し、いままでどおり新鮮な食材を使用し、けずり節、昆布などでおいしいだしを取り、手作りで安全なおいしい給食を作りますので、給食の質が落ちるようなことはありません。

栄養士さんが民間委託の人に調理について指示できないと聞きましたが本当ですか？

指示の方法は、まず、学校栄養士が作成した献立に従って調理方法などについて指示書を作成します。次に、学校栄養士が委託先の民間調理会社の責任者と指示書の細かい部分について十分打合わせを行います。そして、指示書を基に責任者が各調理員に指示をします。

したがって、学校栄養士が各々の調理員へ直接指示をすることはできませんが、責任者をとおして指示することはできます。

民間委託をすると本当に経費が削減できるのですか？

現在、学校給食の調理業務を民間委託した結果、各調理場の経費の削減を図ることができました。今後も経費の削減を図ることができます。

調理員と子ども達のふれあいはどうなるのですか？

民間調理会社では長年の経験から、学校での子ども達とのふれあいを大切にしておりますので、調理員の学校行事への参加など、良好なコミュニケーションが図られています。

委託した共同調理場及び単独調理校では給食週間を利用し、各クラスに行って給食と一緒に食べるなど、子どもたちとのふれあいの機会を持っています。

給食費は高くなりませんか？

学校給食の運営にあたっては、食材費が保護者負担の給食費で、その他の経費を教育委員会が負担をしています。今回民間委託する調理業務は、教育委員会が負担をしている経費ですので、民間委託によって保護者の方々が負担する給食費（食材料の費用）が高くなることはありません。

※ 皆様に負担していただく給食費は、全額食材の購入費に当てられています。給食費の納入が滞りますと、食材の購入に支障が出ますので、定められた期日までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

学校給食調理業務民間委託についてのご質問がありましたら
教育委員会学校保健課給食担当までお寄せください。

TEL 33-1694（直通）

Eメールアドレス : gakuho@city.odawara.kanagawa.jp